○総務省告示第二百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年六月一日

総務大臣　山本　早苗

一　許可年月日

平成二十八年五月二十日

二　施行年月日

平成二十八年五月二十日

三　主な変更内容

(一)　第四条に記載される広域連合の処理する事務を変更する。

(二)　広域連合の経費の支弁の方法を変更する。

○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年六月一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇五六	二八、五、一三	岸本　啓介
五〇五七	二八、五、一三	田中　亮
五〇五八	二八、五、一三	中島　正明
五〇五九	二八、五、一三	高見　美實

○法務省告示第二百七十五号

山口県萩市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十八年六月一日

法務大臣　岩城　光英

山口県萩市大字濵崎町二十二番地　室屋和三郎

○法務省告示第二百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月一日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表オムロン飯田株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社	愛知県小牧市大草年上坂六千三百六十八番地	電子機器組立て

○法務省告示第二百七十六号

新潟県見附市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年七月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、見附市役所又は新潟地方法務局長岡支局に照会すること。

平成二十八年六月一日

法務大臣　岩城　光英

新潟県古志郡上北谷村大字池之島千七百五十八番地　白野　鐵榮

○法務省告示第二百七十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年六月一日

法務大臣　岩城　光英

東京法務局所属	白濱　清貴
東京法務局所属	窪田　守雄
東京法務局所属	石田　一宏
前橋地方法務局所属	並木　浩一
大津地方法務局所属	白髭　博文
金沢地方法務局所属	澤田　正史
福岡法務局所属	金光　健二
山形地方法務局所属	高橋　誠
札幌法務局所属	瀬川　卓男

○外務省告示第百九十八号

平成二十八年三月七日にトビリシで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がジョージア政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年五月十三日に効力を生じた。

平成二十八年六月一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ジョージアの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とジョージア政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十四億千万円（四、四一〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、東西ハイウェイ整備計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ジョージア政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ジョージア政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ジョージアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ジョージア政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ジョージア政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してジョージアにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためジョージアへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ジョージア政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してジョージアにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してジョージアにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してジョージアにおいて課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してジョージアにおいて課される全ての財政課徴金及び租税